

令和7年10月農業委員会総会議事録

令和7年10月24日午後3時00分、令和7年10月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

4番	前田 優考	委員	5番	福士 章逸	委員	6番	金田 公隆	委員
7番	工藤 堅	委員	8番	対馬 雅之	委員	9番	藤田 善明	委員
10番	小林 政貴	委員	11番	木村 芳文	委員	12番	町田 高司	委員
13番	戸澤 幸彦	委員	14番	石岡 人志	委員	15番	田村眞裕美	委員
16番	岩谷 裕子	委員	17番	成田 毅	委員	18番	小田切 葵	委員
19番	兜森 弘義	委員	20番	高橋 貴志	委員	21番	小田桐武志	委員
23番	嶋口 千速	委員	24番	石岡千鶴子	委員	25番	小嶋 勇成	委員
26番	川村 陽彦	委員						

欠席委員 3名

1番	平井 秀樹	委員	3番	佐藤 修司	委員	22番	種澤 達也	委員
----	-------	----	----	-------	----	-----	-------	----

出席事務局 7名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局総務係主幹	石田 剛
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 103 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 104 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 105 号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 106 号	地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について
議案第 107 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第 35 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 36 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 37 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 38 号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和7年10月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、米沢昇司推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお願ひします。それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。

欠席の通告があります。1番平井秀樹委員、3番佐藤修司委員、22番種澤達也委員、以上3名であります。また、26番川村委員からは遅れるとの電話がありました。ただいまの出席者数は21名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。5番福士章逸委員、6番金田公隆委員、7番工藤堅委員、以上3委員を指名します。

また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第103号を議題といたします。議案第103号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第103号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畠10件 60,196.78m²であります。また、使用収益権関係では、畠9件 65,495m²であります。このうち、第3条第3項関係が、畠1件 1,361m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る10月14日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、田村眞裕美委員、石岡人志委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。4ページをお開きください。所有権関係、受付番号117番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、幼少期から野菜栽培の一連の作業に携わっておりましたが、今後は自身で自家消費用の野菜を栽培したいと思うようになりました。本申請に至ったと申し述べておきました。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用のトマト・じゃがいも・大根を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。

(川村陽彦委員着席)

調査委員長

8ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号112番について申し上げます。

調査委員長 借受人である法人の代表は、建設業を営んでおりますが、新たに平成31年に農業法人を設立し、代表が所有する農地で、にんにくを栽培しておりました。令和7年4月からは、りんご高密植栽培にも着手し、国の改植事業補助金の関係で、法人として農地を貸借する必要があることから、本申請に至ったと述べておりました。今後も同様にしてりんごとにんにくを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。使用収益権関係、受付番号113番から11ページ受付番号118番について申し上げます。借受人は、個人経営のりんご農家でしたが、父が高齢になったことを機に、法人化し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。12ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号119番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、土木工事の事業を運営する一般法人であり、代表は農家出身で、以前から農業に魅力を感じ、会社として農業をやりたいと考えておりました。今回、農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。なお、減農薬での栽培ですが、ハウス栽培のため周辺の農地に影響はありません。今後は知人の指導のもと、シャインマスカットを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。また、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議長 それでは、議案第103号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第103号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないと認め、議案第103号については、許可することに決定いたします。次に、議案第104号を議題といたします。議案第104号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 13ページをお開き願います。議案第104号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畠1件43m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。15ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査し

調査委員長	ましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 4 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 104 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 104 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 104 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 105 号を議題といたします。議案第 105 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17 ページをお開き願います。議案第 105 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 201 m ² 、畑 1 件 395 m ² 、合計 2 件 596 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。19 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 7 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、農業用倉庫であることから、転用許可基準を満たすものであります。所有権関係、受付番号 8 番は、普通住宅 1 棟で、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 105 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)

議長	議案第 105 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 105 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 106 号を議題といたします。議案第 106 号は「地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 106 号は、「地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。提案理由は、認定農業者より、農地法施行規則第 29 条第 4 号に規定される農地転用許可を不要とする特例に該当するか否かの検討を求める申出書が提出されたことから、特例に該当するかを判断し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴きたいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畠 1 件 462.52 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23 ページをお開きください。調査会では、申出書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 2 番は、認定農業者が、地域計画の区域内の農地へ、農業用倉庫 2 棟及び車両置場を設置するものです。設置予定地には、土留めを新設し、排水勾配を取ることにより、雨水や排水は自己所有農地に放流するため、付近への雨水の流出の被害はありません。また、関係機関へ周辺農地への影響に対する意見を聴いたところ、意見なしとのことでした。これらのことから、農地転用許可不要特例に該当すると判断しました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 106 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 106 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 106 号は農地転用許可不要特例が適用されることに決定し、県知事に本会の判断の適否について意見を聞くものとします。
	次に、議案第 107 号を議題といたします。議案第 107 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	25 ページをお開き願います。議案第 107 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 3,587 m ² 、畠 17 件 66,224 m ² 、合計

事務局次長	23件 69,811 m ² であります。また、使用収益権関係が、田1件 4,275 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	27ページをお開きください。所有権関係、受付番号68番から33ページ受付番号90番及び34ページ使用収益権関係、受付番号34番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関する、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。33ページをお開きください。所有権関係、受付番号89番及び90番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (戸澤幸彦委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に34ページ、使用収益権関係、受付番号34番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第107号のうち、使用収益権関係、受付番号34番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第107号のうち、使用収益権関係、受付番号34番については、原案のとおり要請することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
議長	それでは、議案第107号のうち、使用収益権関係、受付番号34番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第107号のうち、使用収益権関係、受付番号34番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第107号のうち、使用収益権関係、受付番号34番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	35ページをお開き願います。報告第35号は、「農地法第3条の3第1項の規定によ

事務局次長	る届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田7件56,446m ² 、畑15件74,625m ² 、合計22件131,071m ² であります。なお、届出理由につきましては、37ページから40ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第35号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	次に、報告第36号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	41ページをお開き願います。報告第36号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畑1件155m ² であります。なお、届出理由につきましては、43ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第36号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	次に、報告第37号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	45ページをお開き願います。報告第37号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田6件30,546m ² 、畑5件28,353m ² 、合計11件58,899m ² であります。なお、解約理由につきましては、47ページから48ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第37号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	次に、報告第38号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	49ページをお開き願います。報告第38号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、「農地法の運用について」第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断し同通知第4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田1筆15,516m ² 、畑6筆5,932m ² 、合計7筆21,448m ² であります。以上であります。
議長	報告第38号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 31 分]